

定 款

NPO法人フォレストぐんま 2 1

設立時	平成 14 年 7 月 15 日
1 部改正	平成 15 年 9 月 30 日
1 部改正	平成 16 年 9 月 03 日
1 部改正	平成 22 年 8 月 23 日
1 部改正	平成 26 年 9 月 25 日
1 部改正	平成 27 年 7 月 1 日
1 部改正	平成 28 年 6 月 14 日

特定非営利活動法人フォレストぐんま 21 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人フォレストぐんま 21 と称する。
ただし、登記には、これをフォレストぐんま二十一と表示し、通称 FG21 とする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県前橋市天川大島町 1 丁目 36 番地 15 に置き、
従たる事務所を群馬県渋川市伊香保町伊香保 637 番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、森の自然・生態・景観等環境を学び 21 世紀の森のあるべき姿を考え、森づくりに関する事業を行い、群馬県の理想の森づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全
- (2) 子どもの健全育成
- (3) これらの活動を行う団体の連絡、助言、援助

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

- (1) 森林整備事業
- (2) (1)に係わる一切の付帯事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動する個人および団体

賛助会員 この法人の目的に賛同し、法人の事業を賛助するために入会した個人および団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書によりに申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

- 2 会員として入会しようとするものは、法第12条第3号に掲げる反社会的団体又はその構成員に該当しないものであること。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なくして2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の拠出金品は、原則的にこれを返還しない。

第3章 役員及び職員並びに顧問

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
 - (2) 監事 1人ないし2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人ないし2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、**理事長**があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には、報酬を支払うことができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第 21 条 本会に顧問・相談役をおくことができる。

- 2 顧問・相談役は、理事長が推薦し、理事会の承認を得るものとする。
- 3 顧問・相談役は、重要事項について理事長の諮問に応じて、意見を述べるものとする。
- 4 任期は第 16 条を準用する。

第 4 章 総会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、**正会員**をもって構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び**活動予算**
- (5) 事業報告及び**活動決算**
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（**その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く**）、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) **正会員**総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 1 4 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも

も総会の開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、**理事長がおこなう**。

(定足数)

第28条 総会は、**正会員**総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決事項)

第29条 総会における議決事項は、**第26条**第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(議決)

第30条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した**正会員**の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員の表決権等)

第31条 **各正会員**の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない**正会員**は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した**正会員**は、**第28条**、**第30条**、**第32条**第1項及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する**正会員**は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) **正会員**総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第34条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第35条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議事項)

第39条 理事会における議決事項は、**第36条**第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(議決)

第40条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事総数の過半数をもって決する。

(理事の表決権等)

第41条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、**第38条**及び**第42条**第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる**収益**

(5) 事業に伴う**収益**

(6) その他の**収益**

第44条 削除

(財産の管理)

第45条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 46 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第 47 条 削除

(事業計画及び予算)

第 48 条 この法人の事業計画及びこれに伴う**活動予算**は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第 49 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 50 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 51 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、**理事会**の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 52 条 この法人の事業報告書、**活動計算書**、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 53 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 54 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 55 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に該当する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 56 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の決議を行うときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、監事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第 57 条 この法人が解散（合併及び破産による解散の場合を除く）したときに残存する財産は、群馬県に譲渡するものとする。

(合併)

第 58 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第 59 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、上毛新聞に掲載しておこなう。

第9章 雑則

(細則)

第 60 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

- 1 この定款はこの法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 個人 年会費 2,000 円
 - (2) 団体 年会費 10,000 円
 - (3) 賛助会費 5,000 円 以上
 - (4) 会費は総会時納入を原則とする
 - (5) 会費は本会の指定する銀行の口座にふりこみ、手数料は納入者負担とする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 15 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 48 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 53 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。

別表

この法人の設立当初の役員は、下記のとおりとする。

理事	直井晃一	井上平一	永町武次	三井田進	樺沢寛	桐生正作	小山實
	平野瀧次	本間行夫	馬淵征雄	飯塚眞	稲川輔国	菊川熙英	
監事	小澤馨	金古正士					

設立時 平成 14 年 7 月 15 日

改定経歴 平成 15 年 9 月 30 日 定款一部改正 (第 6 条関係)

改定経歴 平成 16 年 9 月 3 日 定款一部改正 (第 2 条関係)

改定経歴 平成 22 年 8 月 23 日 定款一部改正 (第 13 条、第 21 条関係)

改定経歴 **平成 26 年 9 月 25 日 法律改正に伴う改正、参照条項誤りの修正及び内容の見直し**
(第 2 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 20 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 39 条、第 41 条、第 43 条、第 44 条、第 47 条、第 48 条、第 51 条、第 52 条、第 55 条、第 56 条、第 58 条)

改定経歴 平成 27 年 7 月 1 日 定款一部改正 (第 2 条関係)

改定経歴 平成 28 年 6 月 14 日 定款一部改正 (第 2 条関係) **平成 28 年 6 月 14 日**

本書は当会社・法人の定款に相違ありません
特定非営利活動法人フォレストぐんま二十一
理事長 菊川 熙英